

報道機関各位

自然保護課

青森市八甲田地区における入山規制等の対策の実施について

このことについて、本日開催された「八甲田地区のツキノワグマによる人身被害等対策の関係者会議」において、下記のとおり実施することとなりましたので、お知らせします。

記

1 入山規制について

- (1) 開始時期 令和6年6月28日の青森市によるプレスリリース後ただちに
- (2) 実施期間 当面の間
- (3) 規制区域 別図のとおり

2 箱わなによる捕獲

- (1) 実施時期 早期に実施する。
- (2) 実施者等 位置や箱わなの個数等については、関係機関と協議等し、青森市が実施する。

3 「八甲田地区のツキノワグマによる人身被害等対策の関係者会議」の出席団体

環境省東北地方環境事務所十和田八幡平国立公園管理事務所、農林水産省林野庁東北森林管理局青森森林管理署、青森県、青森県警察、青森地域広域事務組合消防本部、十和田市、一般社団法人青森県猟友会東青支部、青森市

報道機関用提供資料（連絡先）		
担当課	環境エネルギー部 自然保護課自然環境グループ 総括主幹 辻 健一郎	
	電話	内線 6505
番号	直通	017-734-9257
報道監	環境エネルギー部 次長 山舘 清章	

令和 6 年 6 月 28 日  
青森市環境部環境政策課長

## 八甲田地区のツキノワグマによる人身被害等対策の関係者会議による

### 今後の対策について

標記の件について、下記のとおりですので、報道をお願いします。

#### 対策 1 箱わなによる捕獲

○早期に実施（位置や個数等については、関係機関と協議等をし、青森市が実施）

#### 対策 2 入山規制等について

○令和 6 年 6 月 28 日から入山規制を実施

○期間は当面の間

○エリアについては、人身被害地点を基本とした国道 103 号（南側含む）・登山道単位での区域内

※区域図は、別紙のとおり

○入山規制の看板設置及びパトロール、呼びかけ等による注意喚起の実施

#### 関係者会議出席団体

環境省東北地方環境事務所十和田八幡平国立公園管理事務所、農林水産省林野庁東北森林管理局青森森林管理署、青森県、青森県警察、青森地域広域事務組合消防本部、十和田市、一般社団法人青森県猟友会東青支部、青森市



